

2009.11.10

法と経済学・出題の方針について（案）

1. 適用する法と経済学の方法論を限定

法曹実務に有益と考えられるオーソドックスで基本的な、原理的にも確立された方法論を用いて解答する出題に限定する

- (1) 裁判官にとっての判決文作成や弁護士にとっての法廷活動等、法曹実務に有益な法と経済学の知見を得るうえのために必要なマイクロ経済学の方法論は、基本的ツールに限定される
- (2) 具体的な方法論としては、標準的な教科書の基本的理論に限定
 - ・ 価格メカニズム、契約理論、最安価損害回避者の理論、インセンティブ理論、消費者余剰・生産者余剰、無差別曲線、不完全競争（独占・参入障壁、寡占・ゲームの理論、産業組織論）、外部性（ピグー税、汚染権取引）、公共財（共有資源、公共選択の理論）、不完全情報（サーチ理論、プリンシパル/エージェント問題、リスク・保険理論）、取引費用（コースの定理等）等

2. 適用対象となる法律分野を限定

司法試験に関する出題としては、短答式試験の出題科目である憲法・行政法、民法・商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する法と経済学の問題に限定して出題することも可能。

3. 個別実定法の条文や判例自体の知識を問うのではなく、考え方や原理的考察能力を問う試験問題とする

- (1) 設問の中に、関連する条文、判例等を記述する。
- (2) その法的効果、立法意図に関する前提情報を整理したうえでの設問とすることも可能。